

# 資料2

## 二輪車のナンバープレートの現状等について

---

# 二輪車のナンバープレートについて

- 排気量が125ccを超える二輪車は、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）により、ナンバープレートの表示が義務付けられている。
- 小型二輪と軽二輪とでナンバープレート大きさは同一であるが、様式は別に定められている。

## 1. 二輪車のナンバープレートの頒布手続き

- ①所有者は、新規検査（小型二輪）・届出（軽二輪）に際し、運輸支局等から車両番号の指定を受ける。
- ②所有者は、頒布事業者が定める頒布手数料（頒布事業者がナンバープレートの頒布に要する実費を考慮して設定）を支払い、頒布事業者からナンバープレートの頒布を受ける。

## 2. 二輪車のナンバープレートの頒布手数料

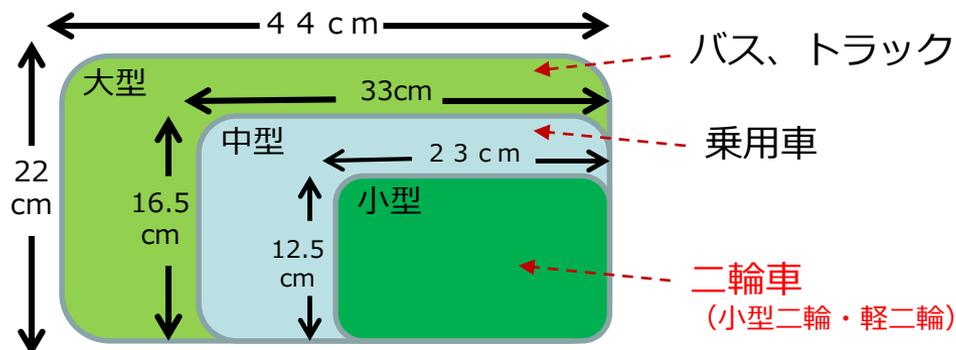
（小型二輪・軽二輪 1枚） 530円～760円（東京の場合：530円）

### （参考）車両数について（令和3年度末）

- ・登録自動車：約4,700万台（乗用車、バス・トラック等）
- ・軽自動車：約3,130万台
- ・小型二輪車：約180万台
- ・軽二輪車：約205万台

※排気量125cc以下の原動機付自転車は、地方公共団体の所管

## 3. ナンバープレートの大きさ



# 二輪車のナンバープレートについて

## 4. 二輪車のナンバープレートの見方

### ○小型二輪

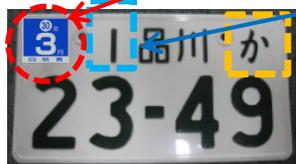
検査標章



自家用 :  
 (1) あいうえかきくけこさすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやらるを (36種類)  
 (2) 次に掲げる文字をその順序により組み合わせたもの  
     イ. CLV  
     ロ. (1) に掲げる文字  
 事業用 : ゆりれ  
 貸渡 (レンタカー) 用 : ろわ  
 駐留軍の軍人等が使用する自家用車用 : ABEHKMTY よ

### ○軽二輪

保険標章

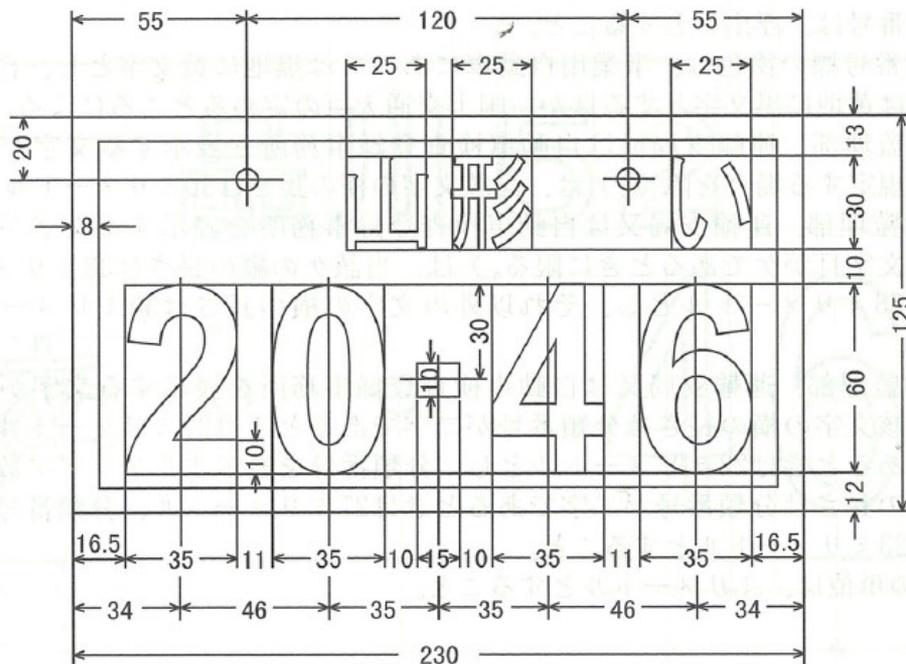


自動車の用途等による区分  
 1、2 二輪自動車

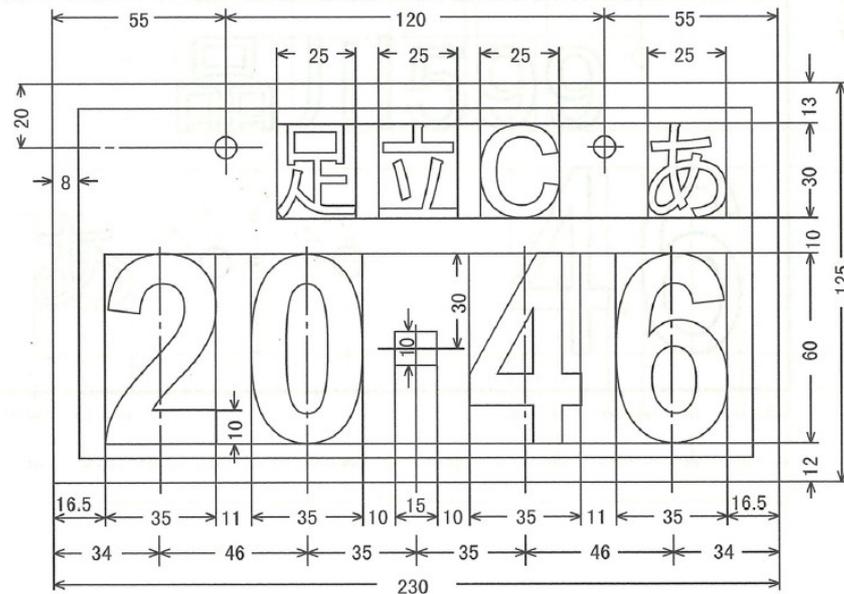
自家用 :  
 あいうえかきくけこさすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやゆよらるろを (39種類)  
 事業用 : りれ  
 貸渡 (レンタカー) 用 : わ  
 駐留軍の軍人等が使用する自家用車用 : AB

# (参考)小型二輪車の番号様式(道路運送車両法施行規則第13号様式)

(その一)



(その二)



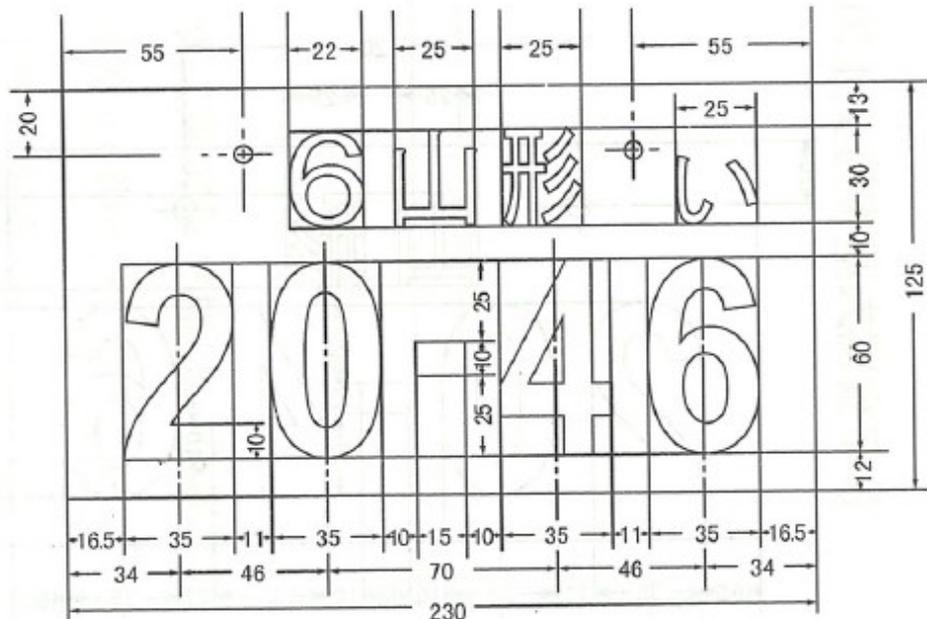
(その三~四) (略)

## 備考

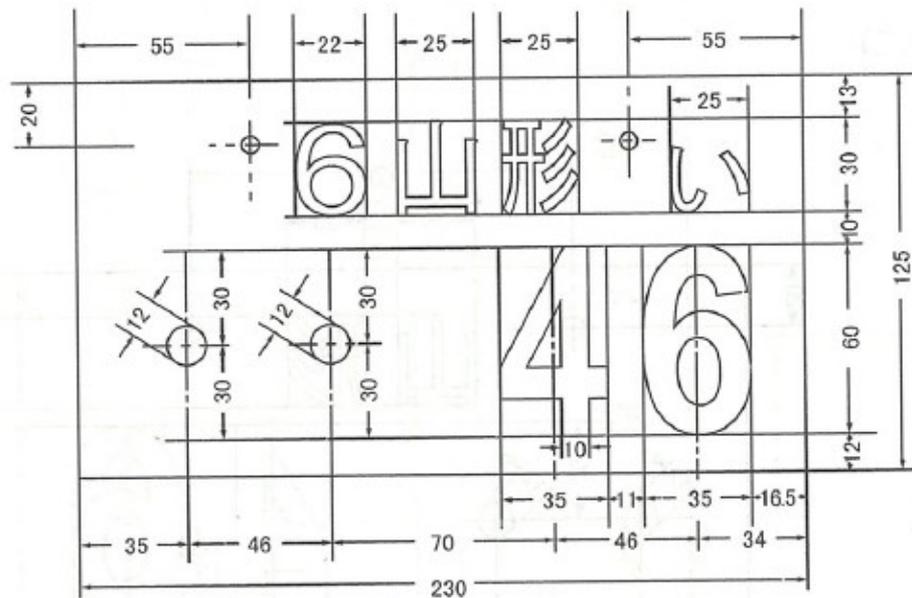
- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四けたであるときは図(その一)又は図(その二)、数字が三けた以下であるときは図(その三)又は図(その四)の例によること。
- (2) 車両番号は、浮出しとすること。
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字、枠は白色とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字、枠は緑地とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(5)に規定する場合を除く。)又は四文字の場合(6)に規定する場合を除く。)は、当該文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字であつて、自家用又は事業用の別等を表示する文字として文字の組合せを用いる場合には、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは17.5ミリメートルとし、自家用又は事業用の別等を表示する文字の組合せに含まれるローマ字の横の長さは19ミリメートルとすること。
- (7) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

# (参考)軽二輪車の番号様式(道路運送車両法施行規則第14号様式)

(その一)



(その二)



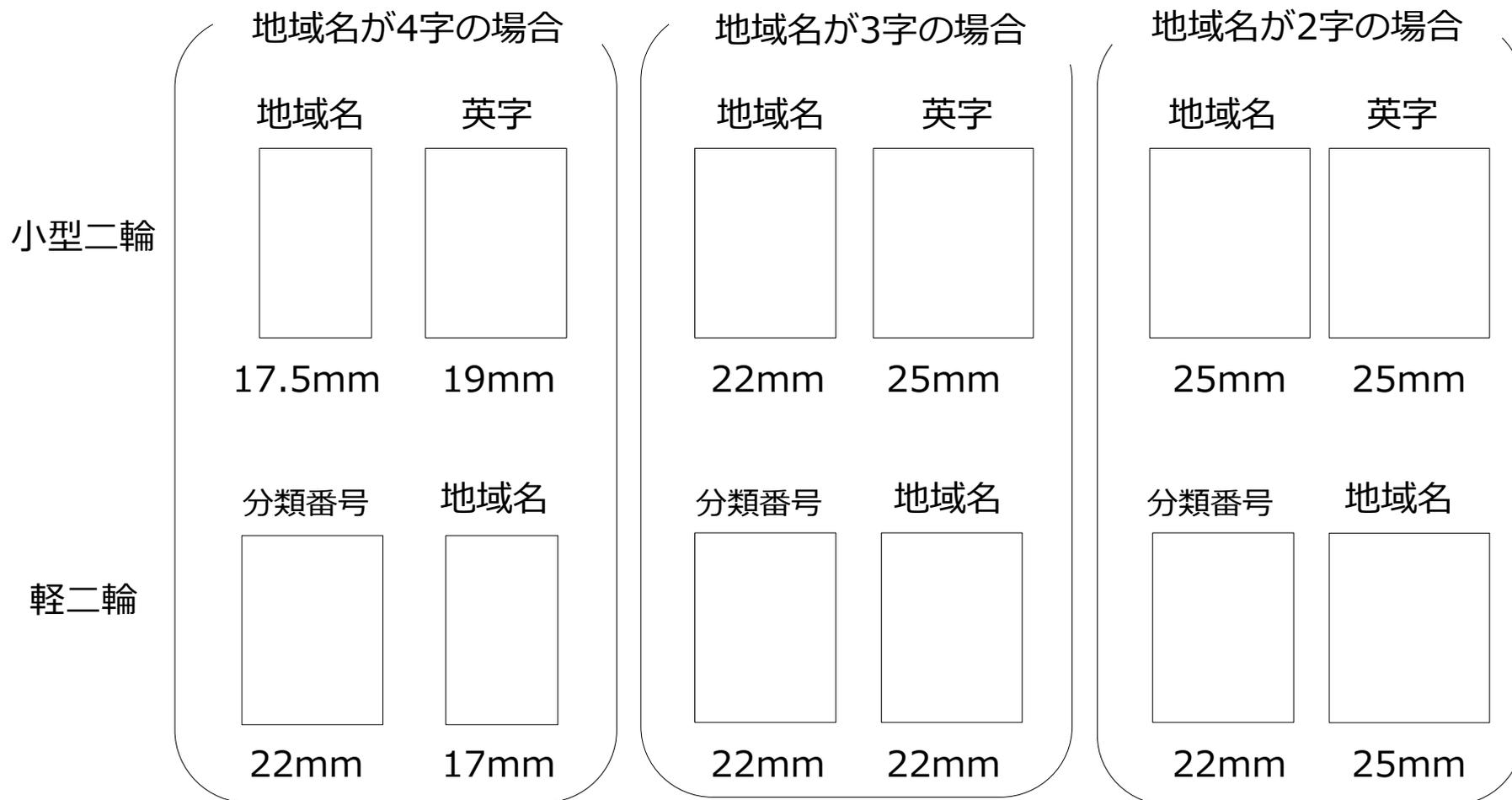
## 備考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四けたであるときは図(その一)、数字が三けた以下であるときは図(その二)の例によること。
- (2) 車両番号は、浮出しとすること。
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。
- (4) **運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(5)に規定する場合を除く。)は当該文字の横の長さは22ミリメートル、四文字の場合は、17ミリメートルとすること。**
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。

# ナンバープレート地域名等の文字サイズ(現行様式)

- ▶ ナンバープレートに記載される地域名表示等の文字の大きさは、地域名表示の文字数や文字種別によって定められている。

※縦は30mmで固定

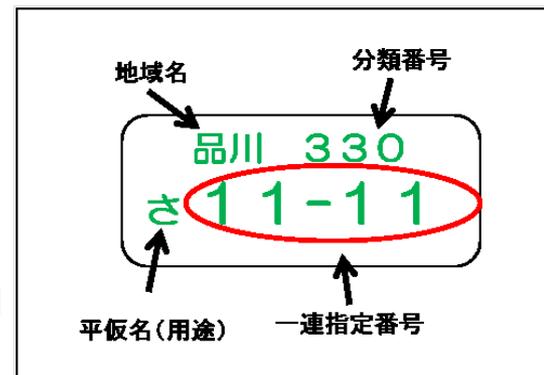


# 希望番号制度について

- 希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号（右下図参照）について、申し出により所有者が希望する番号とすることができる制度である。
- 一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できることとしている。

## （抽選となっている番号の例）

1	7	8	88	333	555	777
888	1111	3333	5555	7777	8888	2020



### 1. 希望番号制度を活用できる対象車種

- ・登録自動車（乗用車、バス、トラック、大型特殊自動車）の自家用・事業用
- ・軽自動車（二輪車を除く）の自家用

### 2. 希望番号制度の手続き

- ①希望する所有者は、交付代行者（国土交通大臣に代わりナンバープレートを交付する者として指定されたもの）に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は当選した場合に限る。）
- ②所有者は登録に際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- ③所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

### 3. 希望番号制度による交付手数料

（中板、1組） 3, 910円～4, 440円（東京の場合：4, 140円）

参考：希望番号以外 1, 450円～1, 900円（東京の場合：1, 450円）

### 4. 希望番号を取得できる場合

新たに登録する場合（新車・中古車）、引越し等で地域名表示が変更になる場合、ご当地ナンバーに変更する場合、ナンバープレートが滅失・毀損した場合

## (参考)四輪車の希望番号制度導入経緯の概要

- 一部の地域で近い将来ナンバーが払底するところがあったため、分類番号を2桁から3桁とし、払出枚数が大幅に増加したメリットを活用する方策として、導入した。
- 今回と同様、実務者クラスによるワーキンググループにおいて制度の詳細についての検討を行った。

○平成8年1月 希望ナンバー制導入方針決定（概ね2年後の平成10年春を目途に導入）

○希望ナンバー制導入ワーキンググループ

- ・開催時期：平成8年4月～平成9年3月（計5回）
- ・検討項目：希望ナンバー交付システムの検討、ユーザーに対するアンケート調査（抽選対象番号、手数料等）、手数料の試算 等

○平成9年4月～ システム構築、各種申請様式等希望ナンバー制導入に向けた各種準備

○平成10年5月 一部の運輸支局等（26支局等）で導入開始

○平成11年5月 全国で導入開始